

令和 7 年 3 月 1 9 日
農林水産部長専決

八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、中山間地域の農業に係る課題解決や活性化に係る取組を行う団体に
対し、予算の範囲内で八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金
(以下「補助金」という。)を交付することに関し、八代市農業関係事業費補助金交付要
綱(平成 1 7 年八代市告示第 3 7 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものと
する。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、農林水産省が設定した農業地域類型に基づく中
山間地域(日奈久地域、二見地域、坂本地域、東陽地域及び泉地域をいう。)において事
業を実施する団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる
事業とする。

- (1) 担い手育成に資する取組
- (2) 担い手確保に向けた地域の情報発信の取組
- (3) 農産物の高付加価値化に資する取組
- (4) 農産物を活用した特産品等の開発及び開発に必要な体制づくりの取組
- (5) 農産物の販路拡大のための取組
- (6) その他農業に係る課題解決や活性化を図る取組

2 前項の規定にかかわらず、国又は県が実施する事業の対象となる取組は、補助対象事
業としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のと
おりとする。

(補助金額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、一団体につき、1 0 万円を上限
とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八代市中山間地
域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる
書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（様式第6号）
- (2) 変更収支予算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（変更交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付請求書(様式第13号)により速やかに補助金の交付を請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金概算払請求書(様式第14号)により補助金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、八代市中山間地域農業活性化スタートアップ支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費
報償費	研修会等開催に係る外部講師への謝金 作業の従事者に対する日当 等
旅費	研修会等開催に係る外部講師への旅費 視察研修実施等に係る旅費 等
食糧費	作業における脱水症防止のための飲料水
需用費	消耗品費、パンフレット等印刷費、作業用燃料費 等
役務費	郵便料、試験・検査手数料、振込手数料 等
使用料及び賃借料	会場等借上料、機械等借上料、イベント出展料、高速道路使用料 等
備品購入費	活動に必要となる備品（3万円以内のものに限る。） 等
負担金	研修会等の参加費、受講料 等